

「交付目論見書の作成に関する規則」等の
一部改正案に対する意見募集の結果について

平成 25 年 2 月 21 日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 法人 2 社 6 件

No	ご意見等	当協会の考え方
交付目論見書の作成に関する規則 第 3 条第 1 号①		
1	<p>当団体に会員より通貨選択型投資信託の販売に関する情報提供があり、2012 年 2 月交付目論見書の調査を開始しました。その結果、為替ヘッジ取引等の文言の使用実態について、属性区分における用法との不整合をはじめ、為替リスクの大きな商品であるにもかかわらず、為替リスクが少ないと誤認させる問題点があることが判明し、各社への問い合わせをおこないました。各社からの回答も含め検討を重ねた結果、各交付目論見書における為替ヘッジ取引等の使用は景品表示法に反し不当と思われる点があるとの結論に至り、2012 年 10 月 30 日付で為替ヘッジ取引等の表現の変更を求める申入書を委託会社各社に送付しました。</p> <p>これに対し、各社から 2012 年 11 月末に表示を変更する旨の回答があり、それに続いて、12 月 14 日付けにて、貴会より、為替ヘッジ取引を為替取引に変更する等、本件の改正案が公表されました。これは、当初は個別の会社への要請であったものが、業界全体の問題として受け入れられ、その結果、業界を挙げた自発的な取組みにつながったものと考えております。</p> <p>貴会の改正案の内容は、当団体が、委託会社各社に申し入れた趣旨に沿うものであるため、当団体としては、賛成の意見を表明いたします。今回の改正によって、一般消費者による自主的かつ合理的な選択機会が確保されるとともに、公正な競争条件の確保による業界全体の健全な発展がなされることを期待しています。</p>	<p>貴重なご意見を有難うございます。</p> <p>これからも自発的な取組みを行いながら、業界の健全な発展に資するよう努めて参りたいと思います。</p>
交付目論見書の作成に関する規則 第 3 条第 2 項		
2	<p>交付目論見書の作成に関する規則で用いられた表現は、そのまま各委託会社の目論見書に記載される傾向にあります。従って、ここで示される表現は、委託会社を規律するにとどまらず、最終的には、そのまま消費者の目に触れる性質であることに留意する必要があります。</p> <p>一般に、収益の源泉は、リスクに対する対価、すなわちリスクプレミアムに求められます。一般消費者が自主的かつ合理的に商品を選択するためには、収益の源泉の裏側にある、リスク</p>	<p>貴重なご意見を有難うございます。</p> <p>該当規則箇所は、「通貨選択型投資信託等」の定義を単に定めた箇所であるため、原案通りとさせていただきますが、ご意見を踏まえ、細則の第 3 条第 1 号②のイメージ図の箇所に「これら収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。」を挿入することにより、対応することとしたいと思います。(項番 4 参照)</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>が明瞭に示されていることが望ましい、と考えます。</p> <p>為替取引についてみると、為替取引によるプレミアムの裏側には、それに対応するリスクが存在します。それにも関わらず、それを意味付けるカッコ書きには、単に金利差相当分の収益という記載がなされているに過ぎず、リスクが明瞭に示されているとはいえません。</p> <p>従いまして、一般消費者が、為替取引によるプレミアムの裏側に、それに対応するリスクが存在することを明瞭に示すような工夫を盛り込んでいただくよう、要望いたします。</p>	
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則 第3条第1号①		
3	<p>今回の改正では、第2条では、属性区分の留意事項に、属性区分における「為替ヘッジ」の定義規定が記載されることになっています。</p> <p>これに対し、イメージ図で用いられている「為替取引」については、定義規定がありません。従いまして、イメージ図の下部などに留意事項を記載する欄を設けて、為替取引に関する定義規定をおくことを要望いたします。</p> <p>その際、一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するよう、抽象的な表現ではなく、為替リスクとの関係が明瞭に分かるような、実質的な意味付けをおこなう定義とする配慮をしていただくよう要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見を有難うございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、イメージ図の下部に為替取引に係る脚注を記載することにより、為替リスクとの関係がわかるよう、追加修正したいと思います。</p>
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則 第3条第1号②		
4	<p>交付目論見書の作成に関する規則、第3条第2項と同様の理由から、イメージ図の下部などに留意事項を記載する欄を設けて、一般消費者が、為替取引によるプレミアムの裏側に、それに対応するリスクが存在することを明瞭に示すような工夫を盛り込んでいただくよう、要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見を有難うございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、イメージ図の3つの各収益源にリスクが内在している点を踏まえ②の「通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例の「●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。」と図の間に、「これら収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。」を挿入した追加修正をしたいと思います。</p>
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則 第2条3.		
5	<p>商品分類における「属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する」旨を記載上の留意事項として追加するとありますが、このこと自体には問題は無いのですが、何故、「属性区分」における「為替ヘッジによる属性区分」の定義自体を改訂しないのでしょうか？</p>	<p>属性区分に記載している「為替ヘッジ」については、記載上の留意事項において、「属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄に、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する」旨を追加することにより、投資者によりわかりやすいものとなっていると思われまので、定義自体を改訂する必要はないものと考えます。</p>
交付目論見書の作成に関する規則等 附則1.		
6	<p>適用日は2月の理事会で了承された場合、当</p>	<p>今回使用している用語等の見直しは、あくまで</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>該日となる旨の議事録が自主規制委員会のコメントにあります。規則改定の実施日（附則の「この改定は、平成〇年〇月〇日から実施し・・・」の「平成〇年〇月〇日」）は、当該日から一定期日後（例えば2ヶ月後）としていただきたい。</p> <p>これは、目論見書作成に要する事前準備やパブコメの質問等によっては細部（用語）が変わる可能性があるため、既に一定の準備はしているものの、確定で無い以上、万全な準備をすることが難しいためのものです。</p>	<p>もイメージ図例等に使用している用語をより投資者にわかりやすいものとなるような例示として示しているものです。基本的には、これらイメージ図例を参考に、より投資者にわかりやすい表現をしていただければと考えておりますので、決定日以降、各社の創意工夫により可能な日程で対応していただきたいと思っております。</p>

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。